

身体拘束廃止に関する指針

平成 30 年 4 月 1 日改訂
特別養護老人ホームつばさ豊田

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体を自由を奪う身体拘束は、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の権利が侵害されることない、尊厳ある生活を尊重し、身体拘束が安易に正当化されることがないよう、職員 1 人ひとりが、身体的・精神的・社会的な弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、質の高いケアの実施に努めるものとする。

2. 関係法令等における身体拘束の考え方

(1) 介護保険法における身体拘束禁止の規定（各事業の運営基準等）

サービスの提供にあたっては、当該利用者または、他の利用者等の生命または、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を禁止している。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則について

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかし、以下の 3 つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限（時間・場所等）の身体拘束を行うことがある。

- ①、切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②、非代替性・・・身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③、一時性・・・身体拘束等が一時的なものであること。

3. 当施設における身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束等を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または、他の利用者等の生命または、身体を保護するための措置として、身体拘束に代わる方法がなく、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化（廃止）委員会を中心に検討を行い、「身体拘束による身体及び心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合、且つ、2 (2) の切迫性・非代替性・一時性の要件全てを満たした場合」にのみ、本人及び家族へ説明を行い、同意を得た上で行う。

また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力を行う。

(3) 日常における留意事項

身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②. 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③. 介護計画等に基づいた、利用者の意向に添ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤. 身体拘束等に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

4. リスクマネジメント委員会・身体拘束適正化（廃止）委員会の設置

当施設では、身体拘束に向けて、リスクマネジメント委員会並びに身体拘束適正化（廃止）委員会を設置する。

① 設置目的

- (ア) 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

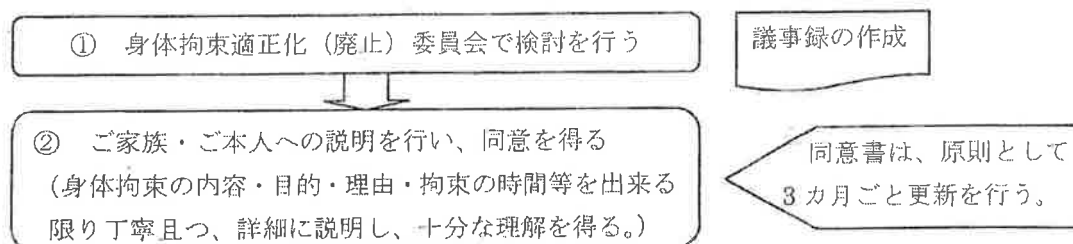
② 委員会の構成員

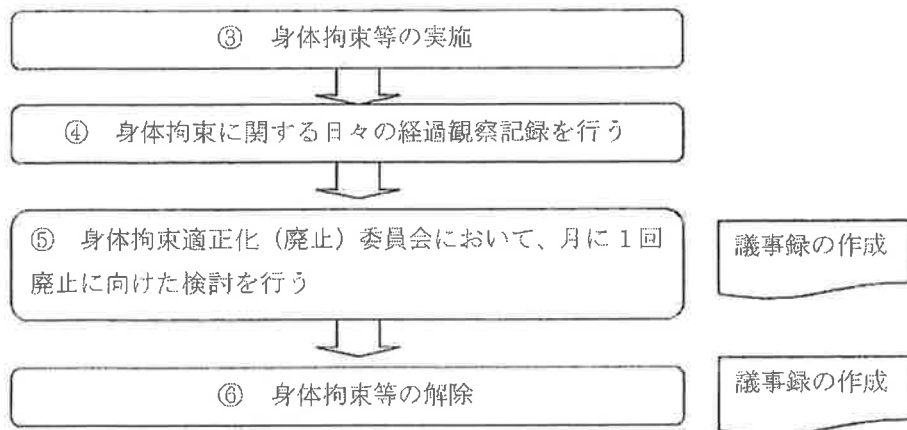
委員は、施設長、介護支援専門員、生活相談員、介護職員 9 名、看護師 1 名、通所介護事業所職員、認知症対応型通所介護事業所職員、管理栄養士、管理課職員、並びに委員長が選任する職員で構成する。

③ 委員会の招集

- (ア) 委員長は委員の互選によって選出する。
- (イ) 副委員長は 2 名以内とし、委員長の指名によって選出する。
- (ウ) 委員会は、毎月第 1 木曜日の午後 2 時から開催し、緊急その他、委員長が必要と認める場合には、委員長が招集する。

5. やむを得ず身体拘束を行う場合における実務的な流れ





5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくチームケアを行うことを基本とし、各職種等の役割は、下記の通りとする。

（施設長）

- 1 身体拘束廃止委員会の統轄管理
- 2 ケア現場における諸課題の統轄

（医 師）

- 1 医療行為への対応
- 2 看護職員との連携

（看護職員）

- 1 医師との連携
- 2 施設における医療行為範囲の整備
- 3 重度化する利用者の状態観察
- 4 記録の整備

（生活相談員）

- 1 医療機関、家族との連絡調整
- 2 家族の意向に添ったケアの確立

（介護支援専門員）

- 1 介護計画の策定
- 2 チームケアの確立
- 3 記録の整備

（栄養士）

- 1 経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員)

- 1 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2 利用者の尊厳を理解する
- 3 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6 記録する

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ① 全職員を対象とした定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 委員への研修（随時）
- ③ 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ④ その他必要な教育・研修の実施

7. この指針の取り扱い

この指針は、各部署マニュアルに綴り、全職員が閲覧し共有することとする。また、利用者及び家族等に対し、身体拘束廃止への理解と協力を得るために、事務所へ備え置き、積極的な閲覧に努めるものとする。

資料

1 身体拘束とは。

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。

具体的には次のような行為があげられる。

- ① 徘徊しないように、車椅子、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベットを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神役を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束がもたらす多くの弊害。

身体的弊害 身体拘束は、まず次のような身体的弊害をもたらす。

- （1） 本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害をもたらす。
- （2） 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。
- （3） 車椅子に拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベット柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには抑制具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらある。

このように、本来のケアにおいて追求されるべき「高齢者の機能回復」という目標とまさに正反対の結果を招くおそれがある。

精神的弊害 身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。

- （1） 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え、そして人間としての尊厳を侵す。
- （2） 身体拘束によって、認知症がさらに進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもある。
- （3） また、本人の家族にも大きな精神的苦痛を与える。自らの親や配偶者が拘束されている姿をみたとき、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる家族は多い。

- (4) さらに、看護、介護スタッフも自らが行うケアに対して誇りを持てなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。

社会的弊害

こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。身体拘束は、看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある。そして、身体拘束による高齢者の心身機能の低下はその人のQOLを低下させるのみでなく、さらなる医療的処置を生じさせ経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

- あなたの状態が下記の状況を全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束をさせていただきます。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

利用者氏名	様
身体拘束が必要と思われる条件	
A) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと思われる場合。 B) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。 C) 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。	
個別の状況による拘束の必要理由	
身体拘束の方法 (場所・行為 (内容・部位))	
拘束の時間帯 及び時間	
特記すべき 心身の状況	
拘束の開始	令和 年 月 日 時から
拘束の終了	令和 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

特別養護老人ホームつばさ豊田
 施設長 渡仲 邦雄 印
 説明者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしましたので承諾いたします。

令和 年 月 日

利用者名 _____ 印

身元引受人 _____ 印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察記録

様

[illegible]